

議案第八十六号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

令和五年十一月二十七日

港区教育委員会

令和5年11月27日
教育委員会議案資料 No. 3

港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）

港区立学校設置条例の一部を改正する条例（令和五年港区条例第二十七号）の施行期日は、
令和六年四月一日とする。

学 務 課

港区立学校設置条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則について

審議内容

御田小学校の校舎改築に伴う移転に関し、仮校舎施設の改修工事の予定通りの竣工が見込まれることから、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定します。

1 制定理由及び内容

校舎改築中の移転に伴い御田小学校の位置を変更するため、令和5年6月30日付で「港区立学校設置条例の一部を改正する条例（令和5年港区条例第27号）」を公布しましたが、同条例付則において、施行期日は教育委員会規則で定める日と規定しました。

この度、仮校舎施設の改修工事の予定どおりの竣工が見込まれることから「港区立学校設置条例の一部を改正する条例」の施行期日を令和6年4月1日と定めます。

2 今後のスケジュール

令和6年2月	御田小学校仮校舎施設改修工事竣工
令和6年4月	御田小学校移転